



下呂市農業委員会告示第 12 号

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定による別段の面積を次のとおり定めたので告示する。

令和4年7月4日

下呂市農業委員会 会長 金森 茂俊



1. 農地法施行規則第17条第1項の適用について

方針 農地法施行規則第17条第2項が適用されない農地については現行の別段の面積（下限面積）10アールの変更は行わない

2. 農地法施行規則第17条第2項の適用について

方針 現行の別段の面積（下限面積）を次のとおり設定する

指定地番	下限面積
小坂町長瀬字味屋189	0.01アール

3. この告示は 令和4年7月4日 から施行する。